

# 第7回東御市農業委員会定例総会議事録

東御市農業委員会

## 委員出欠表

第7回定例会 平成29年10月31日

開会 13時30分 閉会 15時00分

出席委員 (23名)	会長	小林茂徳	会長代理	依田繁二
	1	山崎正勝	13	小山肇治
	2	白倉令子	14	依田隆喜
	3	小川高史	15	小林健治
	5	小山睦夫	16	青木二巳
	6	片十郎	17	小林勝元
	7	成山喜枝	18	清水洋
	8	齊藤敏彦	推進	花岡幹夫
	10	柳澤多久夫	推進	荻原薫
	11	荒木稔幸	推進	佐藤富士夫
	12	渡邊幹夫	推進	竹内芳男
			推進	渡邊重昭

議事録署名委員	15 小林 健治	16 青木 二巳
---------	----------	----------

出席職員 (4名)	農業委員会事務局	
	事務局長	金井 泉
	事務局次長	織田 秀雄
	事務局	滝澤友一郎
	事務局	田中 章子

議事	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
	議案第2号	農地法第3条の規定による適格者証明について
	議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について
	議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について
	議案第5号	農用地利用集積計画について
		第3回農業経営改善計画認定意見聴取について
	報告第1号	農地法第4条の規定による届出について

※ 会場 勤労者会館2階 大会議室

依田代理

それではただ今より第7回農業委員会定例総会を開会します。会長挨拶をお願いします。

議長

皆さんこんにちは。久しぶりの穏やかな一日になりました。先週、先々週と2度台風が来て天候も大荒れになり、農作業も遅れているようです。しばらくこんな状況が続きそうです。今日コンバインが何台か動いていましたが、大分無理をして作業しているなど見ておりました。皆さんもこんな良い天気の日には農作業もしたいでしょうが、今日はよろしく申し上げます。また、11月には第2回長野県農業委員会大会が開催されます。お忙しい中ではありますが農業委員の義務として、止むを得ない事情を除いて出席するようお願いします。

それでは今日もよろしく申し上げます。本日の議事録署名委員の指名ですが、15番の小林健治委員と16番の青木二巳委員をお願いします。

議事に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

それでは1号議案について説明します。3条は今月3件です。

まず番号1です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇南側の川沿いです。譲受人の〇〇さんは今年の〇〇月に、〇〇から〇〇の空き家にご夫婦で移住されて就農された方です。譲渡人の〇〇さんは高齢のため耕作ができなくなり、今回の話がまとまりました。〇〇さんは1年ほど前に就農されましたが、〇〇㎡以上農地もありますし、意欲のある若手農家ですので、問題ないと判断しました。

続いて番号2です。譲受人は〇〇の〇〇さん、譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇との境の〇〇です。4筆ありますが、一番大きい面積が〇〇㎡です。残りの3筆は登記上山林となっていますが、現況が畑として使われているので、今回の申請地に入っています。〇〇㎡以上と広大な土地ですが、ここにクルミを植えるという計画です。この土地以外にも耕作されているので、問題ないと判断しました。

最後に番号3です。譲受人の〇〇さんはお兄さんで、譲渡人の〇〇さんは妹さんです。妹さんは嫁いだ先で旦那さんが亡くなり、相続した土地が今回の申請地です。その申請地は現在農業用ハウスの一部として利用されています。譲受人の〇〇さんは〇〇〇〇という農業法人を運営していましたが、引退されご自分の名義に変更して5条で農業用施設として転用する予定です。下限面積を満たしているので、問題ないと判断しました。3条については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。番号1

の案件について、依田隆喜委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。場所は〇〇の南側にしなの鉄道があり、そのまた南側に千曲川がありますが、川沿いの崖の上にあります。譲受人の〇〇さんは〇〇に住み、〇〇の土地を購入してクルミの栽培をしたいという事です。申請地の外にも〇〇に農地を借りて、そちらでもクルミの栽培をしたいという事です。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続きまして番号2の案件について、清水委員より説明をお願いします。

清水委員

お願いします。地図の2ページをご覧ください。〇〇から〇〇寄りに1キロメートルほど行った左側です。平成〇〇年〇月に〇〇さんから〇〇さんに3条で所有権移転の許可がされましたが、その後〇〇さんの事業経営が悪化したため、支払いができなくなってしまって、手続きが進まない状態でした。そんな折、新たに〇〇さんとの話がまとまり、今回の申請になりました。〇〇さんは〇〇で〇〇をしながら農業をしています。規模を拡大して農業をやりたいと思っていたところ、今回この土地の経緯を知り購入する事にしました。〇〇㎡以上の広い土地ですが、ここにクルミを〇〇本植えて、息子さんと一緒に栽培する予定です。今度こそこの土地を利用してもらえると思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

(渡邊委員挙手)

渡邊委員どうぞ。

渡邊委員

この土地は広大で良い土地ですが、譲受人の〇〇さんは〇〇をしながら〇〇㎡以上の土地を耕作できるのでしょうか。名目上取得するという事はないですか。クルミ栽培をするという事に疑問を感じます。

事務局

〇〇さんが購入したけれど、耕作できない現状です。この土地を耕作してくれる人がいれば荒廃地が減るので、今度こそ耕作して頂きたいと願

ます。

渡邊委員 現状荒れているので、しっかり耕作してもらいたいです。

議長 他にご意見、ご質問ありますか。

(清水委員挙手)

清水委員どうぞ。

清水委員 この案件は〇年ほど前に担当した土地で、その時は〇〇を経営している〇〇さんが、〇〇㎡以上の土地で牧草を作るという案件でした。その後の事は気になっていました。このような問題が発生しないように、今回の事を教訓にしてもらいたいと思いました。

議長 こういう案件は事務局から再度念を押して伝えていただきたいと思えます。他にございますか。それでは裁決に入ります。番号2の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして番号3の案件について、小林健治委員より説明をお願いします。

小林委員 お願いします。地図の3ページをご覧ください。地図の上の方に〇〇がありますが、ここは〇〇から〇〇地区に行く中間に位置します。そこから南に〇〇メートルほど下った左側に、〇〇さんが経営していた〇〇のガラス温室があり、その一面に申請地があります。申請人の関係は兄妹で、申請地は〇〇年以上前から〇〇さんが耕作していました。現況に変化はないという事です。特に問題ないと思われれます。よろしくご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。それでは質疑に入ります。番号3の案件につきまして、ご意見ご質問等のある方は挙手の上発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号3の案件につきまして、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第2号、農地法第3条の規定による適格者証明について、事務局より説明をお願いします。

事務局

2号議案について説明します。農地法第3条の適格者証明という事で、裁判所の競売物件に関する審査となっています。今回の申請地は〇〇にあります。その土地の入札に際し、2名が申請しています。この土地は抵当権を付けて資金を借り入れたのですが、返せず今回の競売になりました。申請人は番号1が〇〇の〇〇さん、番号2が〇〇の〇〇さんです。お二人とも耕作面積が3,000㎡以上あります。

〇〇さんは、申請地で野菜と豆を栽培したいという申請です。農機具もトラクターと耕運機をお持ちです。奥さんと娘さんも一緒に耕作するという事です。

〇〇さんについては〇〇の方ですが、息子さんも一緒に耕作するという事です。現在は〇〇で水田を耕作しており、申請地ではクルミを栽培したいという申請です。2号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。適格者証明について、片委員より説明をお願いします。

片委員

説明します。地図の4ページをご覧ください。〇〇の〇〇です。浅間サンラインの〇〇の信号から、北へ2kmほど上った集落です。集落に入る手前にY字路があります。そのY字路の左側です。面積〇〇㎡の土地です。今回の申請地に対して、2名の方が申請しています。

一人は〇〇の〇〇さん、〇〇歳の方です。自作の面積は〇〇㎡、田が〇〇㎡、畑が〇〇㎡です。米と花を栽培しています。農業歴は〇〇年です。自宅から申請地までは〇〇kmほどで、〇〇分くらいで通えるそうです。取得後はレタスやネギの野菜や豆を栽培したいという事です。

もうお一人は〇〇の〇〇さん、〇〇歳です。農業兼会社員です。自作面積は〇〇㎡で、クルミと野菜を栽培しています。農業歴は〇〇年です。奥さんと娘さんも一緒に農業をされているという事です。自宅から申請地まで〇km、〇〇分くらいです。取得後はクルミを栽培したいという事です。周辺の農地への悪影響も起こす事はしないという事です。水路の清掃や除草作業も、地域と協力してやるように努めるとの事です。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。適格者証明の案件について、ご意見ご質問等ある方は、挙手の上発言をお願いします。

お二人とも前向きに取り組むようです。特にないようですので裁決に入ります。適格者証明の番号1と番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

3号議案について説明します。

まず番号1です。申請者は〇〇の〇〇さんです。場所は〇〇の〇〇です。事由は宅地延長ですが、既に住宅が建っています。測量をし直し公図を確認したところ、地目が畑だったことがわかり、追認になってしまいますが是正するための今回の申請です。1種農地になりますが、既存施設拡張なので、許可相当と判断しました。

続いて番号2です。この案件は農振除外の案件です。申請事由は工場敷地です。〇〇さんは〇〇の工場を経営していますが、現在の工場の敷地が狭いので、所有地を転用して工場用地として転用したいという申請です。場所は〇〇から300メートル以内なので、3種農地に該当します。特に問題ないと判断しました。

番号3と番号4は関連があるので一括で説明します。場所は〇〇です。地図の9ページの、上の土地1筆が番号3で、下の3筆が番号4です。番号4の筆の中に1筆山林がありますが、現況が農地になっているので今回の申請に入っています。申請事由は貸駐車場敷地です。所有者は違う方ですが、2件とも〇〇が駐車場として確約しているという事で、今回の申請になりました。この土地は都市計画区域内用途指定の第1種住居専用地域なので、3種農地に該当します。特に問題ないと判断しました。3号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。まず始めに番号1について、依田会長代理より説明をお願いします。

依田代理

それでは説明します。地図の5ページをご覧ください。申請地の前の道は千曲ビューラインです。左に行くと〇〇があります。県道丸子北御牧東部線の〇〇のバス停を右に行くと、〇〇になります。申請人が先代から引き継いだ敷地内の離れを改築するにあたり、測量をし直し公図を確認したところ、一部地目が畑のままになっている所がありました。農地法の認識がないまま現在に至ってしまったという事です。現状を見たところ庭木が植えてあり畑に戻せない状態です。ぜひ宅地延長の転用許可を頂きたく、ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号2の案件について、齊藤委員より説明をお願いします。

齊藤委員

お願いします。地図の7ページ、8ページをご覧ください。〇〇の、側道沿いに申請地があります。申請人の〇〇さんは〇〇の代表です。平成〇年創設で、〇坪の車庫から始めたそうです。現在の事業概況については、〇〇の〇〇の東側の建坪〇〇坪の広さに、従業員〇名でロボット溶接機での建設機械、工作機械、プリンターなどの溶接部品の製造及び機械加工を手掛け、金属加工全般を行なっています。受注製品が大型化、高機能になっており、大きな物では5メートルもある物もあります。そこで作業スペース、機械設備、部材の置き場、荷役作業等、広い場所が必要になってきたので、事業を拡大し新工場を立ち上げるため、今回の申請となりました。申請地周辺農地への対策については、造成は軽微な造成のみで、汚水排水は浄化槽で処理をし、施設内に排水路等を設置する事で、雨水が流出しないよう措置を講じます。建物は近隣の農地から遠ざけるという事なので、日当たり通風には影響を及ぼさない措置をする予定です。このように細かい配慮がされています。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号2の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号2の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて番号3と番号4は関連性があるので、一括で説明をお願いします。それでは花岡委員より説明をお願いします。

花岡委員

それでは説明します。地図の9ページ、10ページをご覧ください。場所は〇〇の〇〇の、東部望月線沿いにあります。〇〇の西側です。この春に申請地の隣の土地も〇〇の駐車場にするため、5条申請がなされました。申請地の東側が〇〇さんの土地で、〇〇㎡に車〇〇台は止められるという事です。その奥に〇〇さんの土地が〇〇㎡あり、〇〇台の駐車車を予定しているという事です。〇〇の事情としては、工場拡張のため今ある駐車場に工場を建てる予定になっており、そのため駐車場を探していました。近隣の農地への影響は特にないと思われます。よろしくご審議をお願いします。



議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3と番号4の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。特にないようですので裁決に入ります。番号3と番号4の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

それでは第4号議案、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

4号議案について説明します。始めに番号2と番号4は取り下げになりました。

まず番号1です。申請事由は車〇〇台分の駐車場敷地です。場所は〇〇の信号から北へ行った通り沿いです。譲受人が〇〇を経営していますが、駐車場がないという事で今回の申請になりました。第1種住居地域で用途区域内です。宅地化が進んでいる場所でもあり、特に問題ないと判断しました。

次に番号3です。申請事由は一般住宅敷地です。場所は〇〇です。譲受人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんとの間で話がまとまり、今回の申請となりました。都市計画の用途指定はありませんが、消極的2種農地ですので、他にも候補地を検討した結果、今回の申請地になったと聞いております。周辺農地への影響もないと思われしますので、特に問題ないと判断しました。

最後に番号5です。申請事由は住宅敷地です。申請地の隣の地番〇〇が譲受人の〇〇さんのお宅です。そのお宅を何回か改築工事をしていたのですが、今回申請地に下水道の公共枿があることがわかり、譲渡人の〇〇さんに土地の一部を分筆してもらい、譲っていただく事になりました。都市計画用途指定はありませんが、半径500メートル以内に〇〇と〇〇があるので3種農地に該当します。特に問題ないと判断しました。4号議案については以上です。

議長

ありがとうございました。それでは担当委員の説明に入ります。まず始めに番号1について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしく申し上げます。地図の11ページ、12ページをご覧ください。〇〇の信号から左へ行くと〇〇です。北へ行くと国道18号線の〇〇の信号があります。譲受人の〇〇さんは、申請地から北へ少し行った所で最近〇〇を始めました。お客さん用の駐車場がなかったので、近くの〇〇さんの土地を借りて駐車場にしたいと思いました。譲渡人の〇〇さんも高齢に

なり耕作が困難になってきていたので、快く承諾しました。周囲は宅地なので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号1の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号1の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて番号3の案件について、青木委員より説明をお願いします。

青木委員

よろしくお願いします。場所は県道東部望月線の、〇〇の信号から1キロメートルの所にあります。〇月に申請のあった土地の隣の土地です。譲渡人の〇〇さんは〇〇の方です。譲受人の〇〇さんは〇〇で父親と子供2人の4人暮らしです。問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号3の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようなので裁決に入ります。番号3の案件について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定といたします。

続いて番号5の案件について、依田委員より説明をお願いします。

依田委員

よろしくお願いします。地図の19ページ、20ページをご覧ください。申請地の横の道を左に行くと〇〇の〇〇です。右に行くと〇〇です。その中間あたりに申請地があります。〇〇さんは〇〇年ほど前から家を建てて住んでいました。今回道路からの雨水を避けるため防止柵を造ろうと測量をしたところ、思っていた境界線と違って、下水道の公共柵が隣の敷地に少し入っていた事がわかりました。そこで隣の敷地の〇〇さんに土地を少し分けてもらう事にしました。今までも使っていた土地なので問題ないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

ありがとうございました。それでは質疑に入ります。番号5の案件について、ご意見ご質問等ある方は挙手の上、発言をお願いします。

特にないようですので裁決に入ります。番号5の案件について、賛成の

方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続きまして議案第5号、農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

資料6ページから11ページの農用地利用集積計画について説明します。6ページから9ページについては通常の利用権設定です。新規と再設定を合わせて、合計54,638㎡です。内訳は田が31,111㎡、畑が23,527㎡です。続いて10ページは農地中間管理事業による利用権設定です。4件、6筆で、9,528㎡です。11ページについては所有権移転です。1件、1筆で、4,979㎡です。補足します。通常の利用権設定で、11番の〇〇の〇〇さんと15番の〇〇の〇〇さんは、それぞれ親から子への利用権設定なので、全て使用貸借になります。10月は全体で20件、59筆で、内訳は新規が6件、再設定が9件、中間管理事業による設定が4件、所有権移転が1件です。以上です。

議長

ありがとうございました。ただ今事務局より農用地利用集積計画について説明がありました。ご意見ご質問等ありましたら出してください。

〇〇も本格的に農業へ参入するのですか。

担い手担当

〇〇は会社名義で3,000㎡以上借り、専従する人を〇名置いて、イチゴとクルミとブルーベリーを栽培する予定です。

議長

他にございますか。

それでは特にないようなので裁決に入ります。議案第5号、農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員の賛成と認め、決定いたします。

続いて第3回農業経営改善計画認定意見聴取について、事務局より説明をお願いします。

担い手担当

今回は2名の方が更新の改善計画を提出しております。

まず〇〇さんです。住所は〇〇、〇〇区です。目標とする営農類型は、水稻と野菜です。経営改善の方向の概要については、今後水田を中心に規模拡大を図るが、大規模圃場を連担化し作業効率を高めるという事です。年間農業所得及び年間労働時間の現状と目標です。農業所得については、現状が〇〇円で、目標は〇〇円です。主たる従事者の労働時間は、現状が

〇〇時間で、目標も同じです。続いて農業経営規模の拡大に関する目標についてです。水稻が現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対し目標は、作付面積〇〇アール、生産量〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムです。ブロッコリーが現状、作付面積延べ〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対し目標は、作付面積延べ〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムです。モロコシが現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対し、目標は現状と同じです。馬鈴薯は現状、作付面積〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇キログラムですが、目標は出荷しないという事です。小菊は現状、作付面積〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇箱に対し目標は、作付面積〇〇アール、生産量、販売出荷量共に〇〇箱です。経営耕地については、所有地が現状、目標共に〇〇アールですが、借入地が現状〇〇アールに対し、目標が〇〇アールです。続いて作業受託です。水稻の作業受託を〇件されています。面積は現状〇〇アールで目標も同じです。生産方式の合理化に関する目標について、現在ある芋堀機をなくします。他は変わりません。農用地の利用条件については、現状〇〇アールから〇〇アールの区画が中心ですが、目標は〇〇アールから〇〇アール区画の連担化を進めたいという事です。作目・部門別合理化の方向については、水稻において現状はコンバインを導入していますが、目標は施肥方法の効率化と省力化という事で、基肥と追肥の形態を、一発剤を利用して追肥作業をなくし効率化を計ることが目標です。経営管理の合理化の目標は、経営診断の把握ができていないので、パソコンソフトの導入などで経営診断をし、無駄な経費の削減に努めるという事です。農業従事の態様等の改善目標は、現状では家族経営で休みを決めていないという事なので、目標として休日制を導入したいという事です。目標を達成するためにとるべき措置として、経営規模の拡大については、条件の良い農地をあっせんしてもらおうという事がありますが、これは農業農村支援センターに問い合わせさせていただくという事です。生産方式の合理化として、圃場の大型化、連担化を進め作業効率を上げます。経営管理の合理化については、経営分析を実施します。従事態様等の改善については、休日制の導入という事で、土・日曜日のどちらかを休日とし、できる限り農作業を休むという事です。以上が〇〇さんの経営改善計画です。

議長

それでは〇〇さん担当の清水委員より補足説明をお願いします。

清水委員

〇〇さんは〇〇を退職した後、農業に従事しています。主に米とブロッコリーとスイートコーンを栽培していて、稲作ではコンバインを購入し、

乾燥・調整施設を作ると共に、〇〇という稲作の共同作業をする、会員〇〇名ほどの会に入って稲作をやっておられます。この地区は高齢化が進んでいて、年々受託作業が増えています。その対応をどうしていくかが課題です。野菜も作っていますが、人を雇わないでやっています。ブロッコリー・モロコシ・小菊等、機械の入れられない作物に対して、労働力の確保と配分もこれからの課題だと思われます。以上、補足させていただきます。

議長                    ありがとうございます。ご意見がございましたら出してください。後継者はいますか。

清水委員              息子さんが居りますが農業はやっておらず、〇〇歳のお父さんと作業をしているようです。

議長                    受託作業を〇件請け負っているようですが、〇〇歳代というところから体力的に大変になっていくので、健康に気をつけて頑張ってくださいと思います。  
                            続いて〇〇の経営改善計画の説明をお願いします。

担い手担当              次は〇〇です。住所は〇〇。〇〇区です。目標とする営農類型は、水稻とソバと受託作業です。経営改善の方向の概要は、水田の借り入れと受託作業が着実に増えているので、雇用労働力を活用し経営計画を立て、安定かつ効率的な経営体としていくという事です。年間農業所得及び年間労働時間の現状と目標は、農業所得が現状〇〇円に対し、目標が〇〇円です。労働時間は現状〇〇時間に対し、目標は〇〇時間です。農業経営規模の拡大に関する目標は、水稻について現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対し、目標は作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムです。ソバについて現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇キログラム、販売出荷量〇〇キログラムに対し、目標も同じです。稲の苗について現状、作付面積〇〇アール、生産量〇〇枚に対し、目標は作付面積〇〇アール、生産量は〇〇枚です。経営耕地については、所有地が畑〇〇アールに対し、目標も同じです。借り入れ地と併せて現状〇〇アールに対し、目標は〇〇アールです。作業受託は水稻で〇件受けています。現状は〇〇アールに対し、目標は〇〇アールです。生産方式の合理化に関する目標は、トラクターが現状、55馬力が〇台と75馬力が〇台のところ、90馬力を〇台購入する事が目標です。主要アタッチメントについては、ロータリーとドライブハローを各〇台のところ〇台に、ロールベイラーを〇台のところ〇台にする目標です。コンバインについては現状、4条が〇台のところ、4条、5条、6条

を各〇台ずつの予定です。トラックは2トン〇台、1トン〇台、軽トラック〇台の現状に対し、4トンと3トンと1トンが各〇台と、軽トラック〇台の目標です。フォークリフトを2トン〇台から〇台にする目標です。苗を育てる生産施設は、〇棟〇〇㎡から〇棟〇〇㎡にする目標です。乾燥・調整施設については〇棟〇〇㎡で、1日の処理能力が現状〇〇キログラムから〇〇キログラムにする目標です。機械格納庫・作業棟は現在ありませんが、〇棟〇〇㎡を建てる目標です。農用地の利用条件については、現在〇〇アールから〇〇アールの区画が中心になっていますが、基盤整備済みの、〇〇アール前後の区画の圃場を中心に集め、連担化も行なう目標です。経営管理の合理化目標は、現状会計事務所に経営管理をお願いしていますが、今後も話し合いを密にして更なる合理化を進めたいと考えています。農業従事態様等の改善目標については、特に休日もなくほぼ毎日仕事をしているのが現状なので、従業員やパート等を雇用し、休日を確保できるようにしたいという目標です。次に目標を達成するためにとるべき措置についてです。経営規模の拡大については、借り入れ地を更に増やし、米の販売や六次産業等にも取り組む。生産方式の合理化については、機械の大型化、圃場の連担化で効率の良い作業を行なう。経営管理の合理化については、数値管理経営を行なう。従事態様等の改善については、従業員や臨時雇用を確保し、休日制を確立するという目標です。農業労働力については、現状ご本人と奥様、年間〇〇日の臨時雇用〇名で作業を行なっていますが、目標は年間〇〇日の臨時雇用を〇名確保したいという事です。以上です。

議長

ありがとうございました。それでは〇〇の経営改善について、担当の小林健治委員より補足説明をお願いします。

小林委員

それでは補足します。〇〇さんは水稻を中心に、〇〇として経営をしています。認定農業者の間でも目標とされる存在であり、周囲も認めるやる気とパワーは人並み外れていて、広い面積を奥さんとふたりで耕作しています。これからの最大の目標としては、従業員やパート等を雇用する事だそうです。これからも認定農業者の代表として、ますます東御市農業を牽引して行ってもらいたいと思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。委員会としてご意見、ご質問がありましたら、出してください。

(小山睦夫委員挙手)

小山委員どうぞ。

小山委員

従業員はいますか。

担い手担当 長期雇用の従業員はいませんが、年間を通して繁忙期の〇〇日ほど、お手伝いをお願いしている方が〇名います。

小林委員 田植えの代掻きを主にお願いしているようです。

議長 他にございますか。〇〇さんはやる気とパワーのある人の様ですので、健康に気をつけて頑張ってもらいたいと思います。ありがとうございました。

続いて報告第1号、農地法第4条の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。

事務局 今月の4条届出は1件です。4条申請の番号1と関連があります。地図の21ページの公図をご覧ください。まず4条申請で地番〇〇と地番〇〇を宅地にする申請がありました。届出は宅地の一角にある地番〇〇です。ここには既に農業用倉庫が建築されています。建築面積200㎡未満ですので、顛末書を付けた4条届出になっています。報告については以上です。

議長 ありがとうございました。報告のみという事ですので、ご了承いただきたいと思います。

以上で議事は終了しますが、全体を通して何かご意見ご質問ありましたら、出してください。

それでは以上を持ちまして議事を終了します。スムーズな進行へのご協力、ありがとうございました。

議事録署名人\_\_\_\_\_